令和3年度分

担当課	NO	意見の要旨	回答の要旨
総務課	1	川口市平和都市宣言の理念とともに、「核兵器禁止条約」の意義を市の広報や垂れ幕などを通じて、広く市民に伝えてください。	本市といたしましては、「核兵器禁止条約」の意義を市の広報や垂れ幕などによる周知は考えておりませんが、今後も、宣言の理念に則り、核兵器廃絶と世界の恒久平和の実現に向け、平和展等の各種平和事業に取り組んで参ります。
総務課	2	市として「日本政府に核兵器禁止条約の参加・署名・批准を求める意見書」を提出してください。	核兵器廃絶の実現のためには、国際社会の中で核保有国と非保有国のそれぞれが信頼関係の構築を図り、現実的かつ実践的な取り組みを積み重ねて行くことが重要であると考えております。 本市といたしましては、核兵器の廃絶に向けた、国際社会における我が国の動向を今後も注視して参ります。
総務課	3	空いているそごう川口の建物をウクライナの避難民の臨時の受け入れ先として使用すべきだと思います。所有者に使用確認を取り実行して下さい。	旧そごう川口店は、ご承知のとおり百貨店として活用されておりましたことから、避難生活を送っていただくために最低限必要となる、入浴施設や調理施設等が設置されていないことに加えて、居住空間としての仕切りなども備えておりません。このことから、ご提案の旧そごう川口店を、臨時の受け入れ施設とすることは難しいものと考えております。 なお、今後国から避難民の受け入れについて要請があった場合は、市所有施設等も含めて、対応を検討して参りたいと存じます。
職員課	1	自治体は、雇用・労働条件等の関係諸法令遵守の模範となってください。	本市の就労形態につきましては、労働諸法令を遵守しているものと考えておりますが、今後も関係法令の改正を注視し、労使交渉を行い、合意を経て、必要な施策を講じて参りたいと存じます。
職員課	2	非正規職員の増加と外部化をせず、恒常的職務については、正規職員を配置してください。	本市では、職員の適正な定員管理を行っておりますが、今後も市民ニーズに対応するため、必要な部署には職員を配置するなど、適正な定員管理を行って参りたいと存じます。
職員課	3	自治体職員の労働条件については労使交渉・合意を経ることを遵守し、 労働組合（職員団体）の権利を不当に侵害しないようにしてください。	自治体職員の労働条件については、誠実に労使交渉を行い、合意を経て参りたいと存じます。
職員課	4	処遇は、正規職員との「均等待遇」を原則にしてください。	一般職の公務員については、地方公務員法の規定により、平等取扱の原則、情勢適用の原則、均衡の原則等が適用されると同時に、職務給の原則により、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないこととされております。 このことから、職務の責任の違いに基づく差異は制度上予定されていることをご理解賜りたいと存じます。

令和3年度分

担当課	NO	意見の要旨	回答の要旨
職員課	5	基本賃金の最低保障額を月額24万円、日額12，000円、時給1，500円以上にしてください。	本市の会計年度任用職員の報酬については、常勤職員の給料表に基づき、職務給の原則、均衡の原則等の考え方に留意しつつ、従事する職務の内容や責任に応じて設定しております。今後とも交渉を行い、合意を経て参りますので、ご理解賜りたいと存じます。
職員課	6	正規職員と同様な昇給制度の上限なしに実施してください。	地方公務員法に規定する職務給の原則により、職員の給与等は、その職務と責任の違いに基づく差異までは制度上予定されていることをご理解賜りたいと存じます。なお、再度任用された際の給与・報酬については、一定の条件を満たす方を対象に、経験加算を実施しております。
職員課	7	労基法上保障されなければならない休暇（年次有給休暇、産前産後休暇、育児時間、生理休暇、公民権行使、等）については有給で完全実施してください。	会計年度任用職員の休暇制度については、労働基準法を遵守しているものと考えておりますが、改善の必要な部分がある場合につきましては、今後とも労働組合との誠実交渉を行い、合意を経て参りますので、ご理解を賜りたいと存じます。
職員課	8	年次有給休暇については、日数加算と繰越しを実施してください。	年次有給休暇については、労働基準法に基づき、所定の勤務日数に応じて付与し、前年度中に付与された日数を上限として、繰越しを実施しています。
職員課	9	社会保険・労働保険への加入、健康診断などを実施して、地域における雇用・労働環境向上のモデル的存在となるようにしてください。	（社会保険の加入について） 会計年度任用職員の社会保険の加入については、厚生労働省・日本年金機構及び全国健康保険協会の通知に基づき、雇用条件が各社会保険の加入要件・条件を満たすものであれば加入しております。 （健康診断の実施について） 労働安全衛生法に基づき、一般職員の2分の1以上勤務している全員を対象に、毎年定期健康診断を実施しております。
職員課	10	自治体の業務は常勤の正規職員で担うことを基本に、財政面を優先した非正規化や外部化は行わないでください。	業務の内容や限られた予算の中で行うことを考慮して、非正規化や外部化も必要な場合もあることをご理解願いたいと存じます。
職員課	11	会計年度任用職員制度を活用するにあたっては、勤務実態の見直し、職務の適正な評価にもとづいて、フルタイム職員化を基本にしてください。	会計年度任用職員制度の活用にあたっては、常勤職員が行うべき業務と会計年度任用職員が行うべき業務を、適切に区分をしながら、勤務形態の見直しなどを行って参りたいと存じます。
職員課	12	労働契約法の趣旨を反映させた、有期雇用の安定化（17条2項・18条・19条）にむけ、自治体独自に非正規職員の任用に関わる制度を整備してください。	本市の就労形態につきましては、労働契約法を遵守しているものと考えておりますが、今後も関係法令の改正を注視し、労使交渉を行い、合意を経ながら、必要な施策を講じて参りたいと存じます。